

# 設置基準

対象物\種別			自動火災報知設備				ガス漏れ火災警報設備政令第21条の2	漏電火災警報器政令第22条		消防機関へ通報する火災報知設備政令第23条		非常警報設備・器具政令第24条			
			政令第21条				条例第41条	一般	一般	契約電源容量	一般	設置緩和の条件	一般	地層無窓階	放送設備とベル、放送設備とサイレン
			一般	特定一階段等防火防火対象物	指定可燃物	その他									
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	延面積300㎡以上	全部	500倍以上	1 地階、無窓階又は3階以上の階で床面積が300㎡以上 2 地階、2階以上の階で駐車用の供する部分の存する階(駐車的全車両が同時に屋外に出ることができ構造の階を除く。)で当該等部分の床面積が200㎡以上 3 通信機器室で床面積が500㎡以上 4 道路の用に供される部分で、床面積の合計が屋上部分は600㎡以上、それ以外の部分にあっては400㎡以上 5 防火対象物11階以上の階	地階の床面積の合計1000㎡以上	延面積300㎡以上	500㎡以上	1 消防機関から著しく離れた場所にある防火対象物 2 消防機関が存する建築物内にある(6)項イ(1)・(2)とそれらの用途が存する(16)項イ・(16)の2)項 3 消防機関から歩行距離500m以下の場所にある防火対象物(16)項イ(1)・(2)とそれらの用途が存する(16)項イ・(16)の3)項 4 消防機関へ常時通報することができる電話を設置してある防火対象物(5)項イ、(6)項イ～ハを除く。)	50人以上	300人以上	地階を除く階数が11以上又は地階の階数が3以上の場合に設置		
	ロ	公会堂、集会所													
(2)	イ	キャバレー、ナイトクラブ等	300※												
	ロ	遊技場、ダンスホール													
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗													
(3)	イ	カラオケボックス、まんが喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオ等	全部												
	ロ	待合、料理店等													
(4)	イ	飲食店	300※												
(5)	イ	百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場	300												
	ロ	旅館、ホテル、宿泊所等													
(6)	イ	寄宿舎、下宿、共同住宅	全部												
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅													
	イ	(1)避難のために患者の介助が必要な病院、(2)避難のために患者の介助が必要な有床診療所、(3)前(1)及び(2)を除く病院・有床診療所・入所施設を有する助産所 (4)無床診療所、助産所												300	
	ロ	(1)老人短期入所施設等、(2)救護施設、(3)乳児院、(4)障害児入所施設、(5)障害者支援施設												全部	
(7)	イ	(1)老人デイサービスセンター等、(2)厚生施設、(3)助産施設等、(4)児童発達支援センター等、(5)身体障害福祉センター等	300 注1												
	ロ	幼稚園又は特別支援学校													
	ハ	幼稚園又は特別支援学校													
(8)	小・中・高等学校、大学、各種学校等	500													
(9)	図書館、博物館、美術館等	500													
(10)	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	200												
	ロ	イ以外の公衆浴場													
(11)	車両の停車場、船舶、航空機の発着所	1000													
(12)	イ	神社、寺院、教会等	500												
	ロ	工場、作業場													
(13)	イ	映画スタジオ、テレビスタジオ	500												
	ロ	自動車の車庫、駐車場													
(14)	飛行機等の格納庫	全部													
(15)	倉庫	500													
(16)	前項目に該当しない事業場	1000													
(16)	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	300												
	ロ	上記対象以外の複合用途防火対象物													
(16の2)	地下街	300 注2													
(16の3)	準地下街	500													
(17)	重要文化財等の建造物	かつ特定用途床面積の合計300㎡以上													
(18)	延長50m以上のアーケード	全部													

※地階又は無窓階で床面積の合計が100㎡のもの

注1 利用者を入居させ、又は宿泊させるものは全部

注2 ①(2)項二、(5)項イ(1)から(3)まで及びロが存するものは全部となる。

②(6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)が存するものは全部となる。

## ガス漏れ火災警報設備について

1) 設置する防火対象物のうち、次に掲げるもの以外のものは設置を要しない。(規則)

- ① 燃料用ガス(液化石油ガスを除く。)が使用されるもの
- ② 温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口等
- ③ 可燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして消防長又は消防署長が指定するもの

2) 内部に温泉採取設備が設置されている建築物(収容人員が1人以上のものについては用途、面積に関係なく原則として必要がある。)